

6 主なリース物件一覧

プレハブハウス等建物類	
組立式 仮設ハウス	箱型ハウス (約11.5坪)
箱型ハウス (約5.6坪)	コンテナ倉庫
箱型ハウス (約8坪)	仮設トイレ

発掘作業現場用備品	
トランシーバー	テレビデオ
ウオーター クーラー	メガホン
自転車	放送用アンテナ
テント	スベーカー

建物内備品	
片袖机	消化器
肘付回転椅子	ガスコンロ
会議テーブル	ガス台
折畳椅子	フルーヒーター
ガラス戸書庫	対流ストープ
スチール書庫	掃除器(業務用)
マツタケース	カーテン
スタンプベース (マフラー用)	フライソンド
ロッカー	コピー機
シューズ ボックス	掛時計
丸椅子	冷蔵庫
アンジェル棚	洗濯機
行事黒板	扇風機
ホワイトボード 行事	セパレートクーラー (配管・電気工事込)
食器棚	パントリーエレクト (配管・電気工事込)
流し台	

発掘調査機材	
ベルコン	水中ポンプ
キヤリアダダノン (キヤビラ、クローラ)	カメラ類 (1眼レフ・中判)
ダノン(〜2t)	ローリソグタワー
発電機 (100V、200V)	高所作業車
コードリール	軽貨物車
配電盤	測量機材 (光波測距儀、レベル等)
キヤンタイヤ	

その他	
仮設展示台	パーテーション
カウンタター	

整理作業用備品	
製図台	トレース台
製図椅子	中量ラック

※リースできる物件について、○を記入してください。

別記第2号様式(第6条関係)

資格審査結果通知書

教文第 号  
平成 年 月 日

商号又は名称  
代表者名 様

熊本県知事 印

資格審査結果通知書

平成 年 月 日付け熊本県告示第 号に基づき提出がありました指名競争入札参加資格審査申請書について、審査した結果、下記のとおり資格がある(資格がない)ものと決定しました。

記

- 登録番号 平成 年 月 日
- 登録年月日 平成 年 月 日
- 契約の種類 プレハブ及び発掘調査機材リース
- 有効期限 平成 年 月 日
- 資格を認めない理由 (資格がない場合のみ)

別記第3号様式(第8条関係)

資格審査申請書記載事項変更届

平成 年 月 日

住 所  
商 号  
代 表 者 名

印

先に提出しました資格審査申請書の記載事項について、下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後	附記
1. 登録番号 2. 登録年月日 3. 契約の種類 4. 有効期限	平成 年 月 日 プレハブ及び発掘調査機材リース 平成 年 月 日		

公 告

熊本県公告第六百七十六号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十月五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 申請年月日

平成十三年九月十三日

二 名称

特定非営利活動法人天草ボランティアセンター

三 代表者の氏名

吉田 正

四 主たる事務所の所在地

熊本県牛深市牛深町又千二百二十八番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者等をはじめとする不特定多数の人々に対して、保健、医療又は福祉の増進を図る活動、環境の保全を図る活動に関する事業を行い、住み良いまちづくりに貢献することを目的とする。

熊本県公告第六百七十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第一項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成十三年十月五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 都市計画の種類

熊本都市計画道路三・四・二十六号新町戸坂線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

熊本市横手一丁目及び三丁目の各一部  
 三 都市計画の案の縦覧場所  
 熊本市土木部都市計画課、熊本県熊本土木事務所企画調査課及び熊本市都市整備局計  
 画部都市計画課  
 四 縦覧期間  
 平成十三年十月五日から平成十三年十月十九日まで

熊本県公告第六百七十八号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づき開発行為に関する工事が完了したので、  
 同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。  
 平成十三年十月五日

熊本県知事 潮 谷 義 子  
 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 上益城郡御船町滝川字西原一九三三番 同一九三三番一、同一九三四番、同一九三六  
 番一、同一九三八番、同一九三九番及び同一九四〇番一  
 三千八百三十二・五五平方メートル  
 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 熊本市健軍四丁目八番七〇号  
 有限会社サンシティーハウス

熊本県公告第六百七十九号  
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第二項の規定により、荒尾  
 市住吉土地区画整理組合の理事の氏名及び住所を次のとおり公告する。  
 平成十三年十月五日

氏 名	住 所
坂口 一 浩	荒尾市大島町三丁目八番六十号二
坂口 明 美	荒尾市大島町三丁目八番六十号一
小林 陽 子	荒尾市大島町三丁目八番五十八号

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第六百八十号  
 水上新長成尾政紀から平成十三年七月十日付けで協議の本野地区土地改良事業（農業用  
 用排水施設）施行については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六  
 条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十三年九月二十七日付  
 けで同意した。  
 平成十三年十月五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第六百八十一号  
 宇土市宇土八水土地改良区理事長田中正から平成十三年三月十四日付けで申請の椿原地  
 区土地改良事業（農業用排水施設）施行については、土地改良法（昭和二十四年法律第  
 百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により平成十三  
 年九月二十七日付けで認可した。  
 平成十三年十月五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第六百八十二号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、本渡  
 市土地改良区理事長安田公寛から平地区の換地処分をした旨の届出があった。  
 平成十三年十月五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第六百八十三号  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出  
 があったので、同法第五条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出  
 及び添付書類を縦覧に供する。  
 平成十三年十月五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ホームプラザナフコ東八代店  
 熊本県八代市海士江町二七五三番地二

## 二 変更しようとする事項

- 1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
変更前 六、四〇〇平方メートル  
変更後 九、四〇〇平方メートル
- 2 駐車場の収容台数  
変更前 六六九台  
変更後 五一三台
- 3 駐車場の収容台数  
変更前 二四台  
変更後 六九台
- 4 荷さばき施設の面積  
変更前 三〇四平方メートル  
変更後 三二八平方メートル
- 5 廃棄物等の保管施設の容量  
変更前 四二立方メートル  
変更後 九八立方メートル
- 三 変更する年月日  
平成十四年五月十八日
- 四 変更に係る事項以外の届出事項  
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称  
株式会社ナフコ  
2 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前八時  
閉店時刻 午後八時  
3 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前七時三十分から午後八時三十分まで  
4 駐車場の自動車の出入口の数  
五か所  
5 荷さばき施設において荷さばきを行なうことができる時間帯  
午前七時から午後八時まで  
五 届出年月日  
平成十三年九月十七日  
六 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び熊本県八代地域振興局振興調整室

平成十三年十月五日から平成十四年二月四日まで

熊本県公告第六百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第五条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成十三年十月五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
協同組合苓北ショッピングセンターシープル  
天草郡苓北町志岐二四六 一
- 二 変更しようとする事項  
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 開店時刻午前九時三十分 閉店時刻午後九時  
変更後 開店時刻午前九時三十分 閉店時刻午後十一時  
2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前九時から午後九時まで  
変更後 午前九時から午後十一時まで  
三 変更する年月日  
平成十三年十月一日
- 四 変更に係る事項以外の届出事項  
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称  
(有)平田商店ほか七  
2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
一、二九二平方メートル  
3 駐車場の収容台数  
九七台  
4 駐車場の収容台数  
三六台  
5 荷さばき施設の面積  
二二六平方メートル  
6 廃棄物等の保管施設の容量  
六八立方メートル

- 7 駐車場の自動車の出入口の数  
二か所
- 8 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前七時から午後八時まで
- 五 届出年月日  
平成十三年九月二十一日
- 六 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工施策課及び熊本県天草地域振興局振興調整室  
平成十三年十月五日から平成十四年二月四日まで

熊本県公告第六百八十五号  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第五条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。  
平成十三年十月五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニコニコ堂山鹿店  
山鹿市熊入町字西田一七二一
- 二 変更しようとする事項  
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 開店時刻午前十時 閉店時刻午後九時  
変更後 二十四時間営業  
2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前九時から午後十時まで  
変更後 二十四時間  
3 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
変更前 午前六時から午後九時まで  
変更後 二十四時間  
三 変更する年月日  
平成十三年十月五日
- 四 変更に係る事項以外の届出事項  
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

- (株)ニコニコ堂ほか二
- 2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
一、二〇二平方メートル
- 3 駐車場の収容台数  
二〇一台
- 4 駐車場の収容台数  
五〇台
- 5 荷さばき施設の面積  
七四平方メートル
- 6 廃棄物等の保管施設の容量  
四六立方メートル
- 7 駐車場の自動車の出入口の数  
五か所
- 五 届出年月日  
平成十三年九月二十一日
- 六 届出の縦覧場所及び縦覧機関  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び熊本県鹿本地域振興局振興調整室  
平成十三年十月五日から平成十四年二月四日まで

登 載 依 頼

熊本県収用委員会公告第十五号

公 示 送 達

熊本県八代市二見本町宇楠平四四八番一土地所有者

土地登記簿表題部所有者

大石郡四郎

本村 彌作

宮永三四郎

宮尾勝三郎

本村 作藏

本村 寿作

宮崎清次郎

森田 甚七  
本村光次郎  
宮原久之十  
宮尾 政平  
森下 沢次

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定に基づき右記の者に送達すべき左記書類は、当収用委員会事務局（熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けて下さい。

記

平成十三年九月二十五日付け熊収第九十九号の書類（一般国道3号改築工事（自動車専用道路「日奈久芦北道路」新設工事（日奈久インターチェンジから田浦インターチェンジまで））及びこれに伴う附帯工事並びにこれらに伴う町道、二級河川、普通河川及び農業用道路付替工事の土地収用案件に係る裁決書）

（注意）右記書類を受領しないときは、平成十三年十月二十五日をもって書類の送達があつたものとみなされます。

平成十三年十月五日

熊本県収用委員会 会長 塚本 侃

熊本県収用委員会公告第十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成十三年十月五日

熊本県収用委員会 会長 塚本 侃

- 一 起業者の名称 日本鉄道建設公団
  - 二 事業の種類 九州新幹線新八代（仮称）・西鹿児島間線路建設工事及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用水路付替工事
  - 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
- （一）収用の裁決手続の開始を決定した土地  
所在 熊本県水俣市南福寺内山

（二）使用の裁決手続の開始を決定した土地

所在 熊本県水俣市南福寺内山

地番	地目		地積	決定した面積	
	公簿	現況			
壹〇六番	田	宅地	公簿(㎡) 壹〇五	実測(㎡) 式式九・五壹	六七・九参
壹〇七番	畑	宅地	式〇四	式〇八・七四	七九・八七
壹〇八番壹	宅地	宅地	式参六・壹九	式四参・九八	壹式六・五四

四 土地所有者の氏名及び住所

松本勉 熊本県水俣市大園町二丁目四番六号

五 関係人の権利の内容、氏名及び住所

土地の所在 熊本県水俣市南福寺内山壹〇八番壹  
賃借権 日吉フミコ 熊本県水俣市牧ノ内四番一七号

熊本県収用委員会公告第十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成十三年十月五日

熊本県収用委員会 会長 塚本 侃

- 一 起業者の名称 日本鉄道建設公団
  - 二 事業の種類 九州新幹線新八代（仮称）・西鹿児島間線路建設工事及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用水路付替工事
  - 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
- （一）収用の裁決手続の開始を決定した土地  
所在 熊本県葦北郡津奈木町大字岩城字藏迫

地番	地目		地積	決定した面積	
	公簿	現況			
壹七七八番壹	畑	畑	公簿(㎡) 八六式参	実測(㎡) 八六式参・壹壹	壹〇壹五・〇参

(二) 使用の裁決手続の開始を決定した土地

所在 熊本県葦北郡津奈木町大字岩城字藏迫

地 番	公簿	地 目	公簿(m <sup>2</sup> )	実測(m <sup>2</sup> )	決定した面積(m <sup>2</sup> )
	現況				
七七八八番貳	畑	畑	八六式参	八六式参・壹壹	式参八・六九

四 土地所有者の氏名及び住所

大森兼義 熊本県葦北郡津奈木町大字岩城字七七八八番地五

五 関係人の権利の内容、氏名及び住所

差押 津奈木町長 西川 裕

熊本県葦北郡津奈木町小津奈木二二三番地

発行所 熊本市  
平成十三年十月五日  
印刷 熊本市印刷局

印刷所

熊本市国府四丁目一〇一  
株式会社 秀巧社  
電話(代)〇九六―二八六―三三二番



古紙配合率100%